

平成 22 年(2010 年)3 月 16 日

内閣官房知的財産戦略推進事務局

インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ御中

意見書

中央大学教授 (総合政策学部)

平野 晋^{すずむ}

I. 「侵害対策措置」の義務の成文化化の是非

侵害対策措置に関して、筆者は、以下の理由に^よ拠り、「プロ責^せ制限法」の拙速な改訂は避けて^{むし}寧ろガイドラインの修正・新設を前置すべきと主張する。

I-A. 「一般的な監視義務」と「スクリーニング・フィルタリング」の相違が不明

^い所謂「フィンガープリント」技術のプロバイダによる採用を念頭に「プロ責^せ制限法」の改訂が論議されているけれども、これは「一般的な監視義務」を課すことになる^{おそれ}虞が残る。

I-B. 〈受動的な義務〉以上の〈積極的な作為義務〉を日本のみが突出して成文化化することによる国際協調に反する虞

I-B-1. 欧州連合の電子商取引指令

Article 15

No general obligation to monitor

1. Member States shall not impose a general obligation on providers, . . . , to monitor the information which they transmit or store, nor a general obligation actively to seek facts or circumstances indicating illegal activity.

Directive 2000/31/EC of the European Parliament and of the Council of 8 June 2000 on certain legal aspects of information society services, in particular electronic commerce, in the Internal Market ('Directive on electronic commerce')

I-B-2. 米国の DMCA

"a service provider need not monitor its service or affirmatively seek facts indicating infringing activity (except to the extent consistent with a standard technical measure . . .), in order to claim this limitation on liability (or, indeed any other limitation provided by the legislation)."

H.R. Rep. No. 105-551, pt. 2, at 53 (1998) *cited in* Miduel Peguera, *The DMCA Safe Harbors and Their European Counterparts: A Comparative Analysis of Some Common Problems*, 32 COLUM. J. L. & ARTS 481, 490 (2009).

§ 512. Limitations on liability relating to material online

.....
(i) Conditions for eligibility.

.....
(2) Definition. As used in this subsection, the term "standard technical measures" means technical measures that are used by copyright owners to identify or protect copyrighted works and--

(A) have been developed pursuant to a broad consensus of copyright owners and service providers in an open, fair, voluntary, multi-industry standards process;

(B) are available to any person on reasonable and nondiscriminatory terms; and

(C) do not impose substantial costs on service providers or substantial burdens on their systems or networks.

17 U.S.C. §512 (i)(2)(A)-(C) (2000) (emphasis added).

I-B-3. そもそも ACTA に於ける欧州・米国の議論が如何なるものかも不明である...

欧米の主張を開示し、動向を見極めてから、対応を詰めるべきではないか？

I-C. 立法事実は示されていない

前回、既に立法事実は示されているとの主張もあったけれども、その主張は例えば以下のような根拠を欠いている。

I-C-1. 著作権者側が協力を要請する努力をしたにも拘^かわらず、動画サイト側が非協力的だったという事実はあるのか？—著作権者側は如何^いなる努力を行い、対する動画サイト側の拒絶は如何なるものだったのか？

I-C-2. 「適切な侵害対策措置を講じていなければ損害賠償責任を負い得ることを」明文化していない現行のプロ責任法の規定・文言ゆえに、何件の侵害情報が放置されていて、幾らの損害賠償が生じているという数値はあるのか？

I-C-3. 「適切な侵害対策措置を講じていなければ損害賠償責任を負い得ることを明確に」すれば、何件の侵害情報が無くなって、幾らの損害賠償発生が抑止できると推定しているのか？——費用対効果を計る上でも重要な情報である。

I-C-4. ガイドラインの修正や新設でも、侵害防止の効果が上がらないという証拠はあるのか？

I-C-5. プロ責制限法を改訂しなければ、ガイドラインの修正や新設が上手く働かないという証拠はあるのか？——このWGの報告書等を通じて、例えば「関係各省庁が協力しながら民間によるガイドラインの修正・新設を促すべし」云々と提言すれば、十分な圧力・エンジンになるのではないか？

I-C-6. 安価で且つ合意の上の工学技術に就いてのコンセンサスが〈先に〉存在しなければ、いくらプロ責制限法を改訂して制定法的に強制しても、所詮は実効性がないことはDMCAが「standard technical measure」の合意形成に失敗したことで実証されているのではないのか？——制定法〈前置〉主義の失敗 ← 寧ろ実効性のある施策をガイドラインで先に詰めた方が実効性があるのではないのか？ → ガイドライン〈前置〉主義の奨励。

I-C-7. このWGにおいて、フィンガープリント等の実施義務を、100%プロバイダの費用負担で課すことが是とすべき議論は尽くされておらず、その旨の合意も未だ形成されていないのではないのか？——著作権者側も応分の負担をすべきではないか？日本の美德である「大岡裁き」(e.g., 「三方一両損」)になっていないのではないのか？

I-C-8. 複数の種類が存在するプロバイダの中の、誰がどの義務を負うべきかとの議論も尽くされておらず、従ってコンセンサスにも至っていないのではないのか？

I-C-9. そもそも「プロ責制限法」は、曖昧に広がる虞のある仲介者(intermediary)たるプロバイダの責任の範囲を〈制限〉して明確化すべく、長期間に亘る研究会等の議論を経た後に、立法作業でも精査されて立法化されたものである。その対象は単に著作権者の財産権のみに限定されておらず、名誉権やプライバシー権や表現の自由や、匿名の表現の自由等、広く相対立する場合もある諸権利をも対象にし、それらの調整をはかったものである¹。

¹ インターネットに関する法律(i.e., サイバースペース法)の在り方の検討に於いては、著作権者の利益だけでなく、広く多様な権利者の関係や、現実世界との相違・パラダイムシフトをも考慮すべきという主張に就いては、see, e.g., 拙書『電子商取引とサイバー法』32-37頁(NTT出版、1999年)(citing Lawrence Lessig, Commentaries, *The Law of the*

そのような長期間に亘る精査の上の諸権利調整の成果物を、短期間に、著作権利者の財産権のみを主たる利益として限られた時間と学識経験者だけの議論で覆すような結論に向かうのは、余りにも拙速に過ぎるのではないか？

I-D. 制定法文言上の義務の要件が曖昧

I-D-1. 前述した通り「プロ責制限法」は曖昧に広がる虞のある仲介者たるプロバイダの責任の範囲を〈制限〉して明確化すべく立法されている。その「プロ責制限法」を改訂して曖昧な義務を課す文言を挿入すれば、そもそも責任を制限して明確化するという同法の本来の趣旨に反する。

I-D-2. 以前の委員の発言で指摘されていたように、曖昧な義務の文言は、プロバイダ側による過剰な反応を招き、萎縮効果(chilling effects)を生む弊害が懸念され、表現の自由の保障の見地から問題が残る。寧ろ、ピン・ポイント(fine-tuned)に義務を明確化することこそが望ましい。しかし制定法の文言を通じて、千差万別で変化の激しいサイバースペース²の具体的事象に即した詳細な義務を起案することは現実的には難しい。そこで、ガイドライン〈前置〉主義にして実効性のある行為規範を形成させしめ、そのガイドラインを後に司法府が de facto std.として裁判規範として採用・追認して行く方向の方が、望ましい。

II. 「警告メール転送」と「発信者情報開示」に就いての懸念

これ等は「通信の秘密」に触れる問題なので、著作権利者の利益だけで拙速な結論を出すべきでは無い。通信の秘密に係わる広く多様な権利者(プライバシー権、匿名による表現の自由、名誉権、等々)や弊害の虞等々を深く慎重に検討すべきであり、そのような慎重な検討の結果・成果物がプロ責制限法の後半部分である。これは「司法制度の在り方に係わる大きな問題」と等しい程の重大さを有する問題なので、拙速な議論で結論を急ぐことは厳に慎むべきである。

II-A. 警告メール転送に於ける通信の秘密の問題

Horse: What Cyberlaw Might Teach, 113 HARV. L. REV. 501 (1999)); 拙考「サイバー法は可能か？」 in 『IT 2001—なにが問題か』80-89 頁(村井純 et al.監修、岩波書店、2000年)(同旨)。

² 「サイバースペース」(cyberspace)とは、「ネットワーク上のコミュニケーション世界」の意。See, e.g., 平野晋&牧野和夫『〈判例〉国際インターネット法』36-37 頁(明文図書・プロスパー企画、1998年)(citing I. Trotter Hardy, *The Proper Legal Regime for “Cyberspace”* 55 U. PITT. L. REV. 993, 994 & n.1 (1994)).

所謂「通信ログ」に就いては、原則として、刑事罰も科される「通信の秘密」の対象になるので、これを検索して警告メール発出に利用することが「正当業務行為」等の違法性阻却事由に該当するか否かに就いては、刑事法学者も含めて、慎重な議論を要する。

更に、これ迄、著作権者の財産権侵害のみならず、多種多様に生じてきた諸問題に於ける通信の秘密や正当業務行為に関する裁判例や解釈や対応事例等をも広く検討した上で、公正・公平な規範が求められる。

II-B. 「発信者情報開示」に関する懸念点

発信者情報は、通信当事者の住所、氏名、発信場所等であるから、通信の秘密に該当する。従って安易な開示は許されず、プロ責制限法でも原則は非開示としつつ裁判所の判断に委ねる道を規定してある。

裁判所を経た慎重な吟味が必要な発信者情報開示の迅速化に就いては、匿名訴訟等の民事訴訟全般に亘る制度の抜本的な見直しが必要であり、それ無しで著作権者の利益のみを念頭に安易・拙速に新たな開示手続を設けることは、他の様々な利益や権利者達への公平・公正な配慮を欠く虞もあり、慎重に検討すべきである。

ところでDMCAの発信者情報開示に就いて、書記官が^{サビナー}令状を発することができるのは導管〈以外〉のプロバイダに対してのみであるという裁判例が支配的である。(See Exhibits 1 & 2.)

☆インターネット法判例紹介⑥☆

RIAA v. Verizon Internet Services, Inc.

～導管にすぎない ISP には DMCA に基づく会員
情報開示義務が及ばないと解された事例～



平野 晋*

はじめに

今回は、つい最近の昨年12月に連邦控訴審で下された、個人情報保護のための戦いとしてマスコミの注目も浴びていた事件を紹介しよう。日本では、プロバイダー責任制限法が加入者情報開示を定めているが、その解釈を巡る日本での紛争解決上も何かの参考になるかもしれない。

Verizon Internet Services 事件の概要

<事件名> *Recording Industry Association of America, Inc. v. Verizon Internet Services, Inc.*, 2003 U.S. App. LEXIS 25735 (D.C. Cir. 2003).

<裁判所> 連邦控訴裁判所コロンビア特別区担当

<判決日> 2003年12月13日

<本判決に至る経緯>

Napster に継ぐ世代のピア・トゥー・ピア (P2P) なファイル・シェアリングである KaZaA 等々は、仲介者を経ずにユーザが他のユーザの mp3 ファイルを直接検索できる分散型なプログラムなので、音楽業界は仲介者への差止め請求による一網打尽な手段を使わずに手を焼き、勢い、ユーザ自身を各個に提訴する戦術に転じた。しかし侵害ユーザの特定にあたっては、氏名・住所などの個人情報を ISP から開示してもらわなければならない。原告アメリカ・レコード業協会 (RIAA) は、さまざまな ISP に対して侵害の疑いのある加入者情報開示を強要するサピーナ (subpoena: 召喚状, 資料等提出を命じるためにも使われる) を、Digital Millennium Copyright Act (DMCA)

が規定する裁判所の手続を経て送達し、これに応じる ISP も中にはいた。

被告ヴェライゾン・インターネット・サービス社 (VIS) のある会員が約800件の違法なファイル・シェアリングをしていると主張して RIAA が発出させたサピーナに対し、VIS は情報開示を拒否。RIAA は連邦民訴規則に基づく強制提出を申し立て (a motion to compel production), VIS は導管 (a conduit) に過ぎない ISP にはサピーナが適用されないと抗弁したけれども、その抗弁を地裁が退けて開示を命じた (*Verizon I* 事件: *In re Verizon Internet Servs., Inc.*, 240 F.Supp. 2d 24, 45 (D.D.C. 2003)). RIAA は、さらに別の違法加入者の情報開示を求めてサピーナ発出を取り付け、VIS はこれに対して今度は、違憲性などを主張して破棄の申立 (a motion to quash) で対抗したけれども、地裁はやはり申立を却下して再度 VIS に開示を命じた (*Verizon II* 事件: *In re Verizon Internet Servs., Inc.*, 257 F.Supp. 2d 244, 247, 275 (D.D.C. 2003)). これら二つの命令を不服として VIS は当裁判所に控訴し、そもそも DMCA は ISP が導管的役割を果たしていたに過ぎない場合にまでサピーナ発出を許してはならないと解すべきであり、もし許していると解されるならば DMCA が違憲立法であると主張。両事件は併合されて本判決に至った。

<主な争点> 著作権侵害な資料を ISP 自らのサーバに蓄積させず、ネット上の2人のユーザがピア・トゥー・ピアなファイル・シェアリングを行う際の導管的役割を果たしていたに過ぎない ISP に対してまで、サピーナに応じる義務が及ぶか。

<判決> 及ばない。サピーナを強制する地裁の命令を覆す。

<法規・判例・学説>

*ひらの すすむ、㈱NTTドコモ法務室長、中央大学・明治大学兼任講師 (企業関係法・情報法)
本稿中の意見に係る部分は私見である。

—17 U.S.C. §512 (いわゆる DMCA に関する規定)。

<判決理由>

DMCA によれば、著作権者側(著作権者および代理人)が、サピーナ案と、以下の「通知書」を含む必要書類を裁判所に提出すると、地裁の書記官はすみやかにそのサピーナ案に署名・発出して著作権者側に返却し、ISP への送達が可能になる。「通知書」には著作権者側が、侵害されている資料を特定し、かつ、その資料を ISP が発見するのに合理的に十分な情報を含めなければならない。しかし本件において RIAA は「通知書」において、侵害している加入者の IP アドレスを特定はしているけれども、侵害されている資料やその発見のために合理的に十分な情報の提供を怠っていた。それでも RIAA は、サピーナの目的が侵害者の特定に過ぎないから、侵害者の IP アドレスを記載して ISP が侵害者を特定できればそれで十分だとの立場をとり、DMCA の条文上も侵害資料を特定するための情報を「相当程度」(substantially) 示していれば十分だと規定していると主張する。しかし、「substantially」の意味は、上下両院の会議録によれば、氏名のミス・スペルや古い郵便番号の誤記などのテクニカルなミスを想定していたにすぎず、本件のように侵害の資料を特定していないという場合までも規定文言が許容すると解すべきではない。

そもそも DMCA のサピーナ条項は、いわゆる「ノーティス & テイク・ダウン条項」(侵害の通知を受けて削除すれば免責される notice-and-take down provision) と一体不可分を成す規定であり、条文上そのノーティス&テイク・ダウン条項が適用になるのは、ISP がサーバ内に著作権侵害資料を蓄積した場合 (storage function) に限定されている。すなわち、DMCA は ISP がセーフ・ハーバー免責を享受する四つの場合として、(a) 導管的な情報伝達やルーティングなどの役割 (transmission function) しか果たしていない場合、(b) 一時的なキャッシングの場合、(c) ウェブサイトなどのホスティングの場合、および (d) 検索エンジンなどの場合を列挙している。この中で、セーフ・ハーバー免責を享受するために ISP が遵守しなければならないノーティス & テイク・ダウン条項が引用されているのは、サーバ内に著作権侵害資料

が蓄積されうる (b), (c), および (d) の場合のみである。そもそも加入者が所有するコンピューター端末間で侵害資料を送受信し合う際の伝達・ルーティングを ISP が導管として行っただけの (a) の場合は、ノーティス & テイク・ダウン条項が適用されないまま免責を享受できるのである。したがって、ノーティス & テイク・ダウン条項と一体不可分を成すサピーナ条項も、(a) には適用にならない。そもそも P2P ファイル・シェアリングにおいては侵害資料が個人ユーザのコンピューター端末内に蓄積されており、ISP のサーバ内には蓄積されていないから、ISP の管理外にある。そのような資料に対して導管たる ISP には、削除を求めるノーティス & テイク・ダウン条項に従うことが不可能であるから、同条項が (a) の場合には免責の前提条件になっていないのである。サピーナ条項も DMCA の構造上、単に他人の送信した情報の伝達をするための導管の役割を担ったに過ぎない ISP に対して適用されておらず、かかる ISP へのサピーナ発出を DMCA は許諾していない。

RIAA は、立法者の意図を広く解釈すべきであると主張する。しかし、立法時の記録のどこにも、ISP が P2P ファイル・シェアリングの導管の役割しか果たしていない場合にまで、サピーナ発出を支持する情報は存在しない。新たに予見できないインターネットのアーキテクチャーに適合するように DMCA を書き変えることは、裁判所の権限ではない。議会のみが、新技術によって不可欠に衝突するさまざまな利害を十分に受容する権限と能力を有するのである。

サピーナの執行を命じる命令を取り消し、かつ、サピーナの破棄を求める VIS の申立を認容するために、事件を地裁に差し戻す。

おわりに

もし導管に過ぎない ISP が個人情報開示を強要されるとなると、日本では通信の秘密がもっとも大きな論点になるところであろうが、他にも本件に関しては、ISP に対して対応のための過大な負担の転嫁が来るという問題もあろう。裁判所が賢くも指摘したように、さまざまな利害への配慮・調整が必要な問題であろう。

☆インターネット法判例紹介 142 ☆

In re Charter Communications, Inc.

～DMCA 上の発信者情報開示義務は導管に過ぎない ISP に迄は及ばないとされた事例～



平野 晋*

はじめに

多くの日本人には知られていないようだが、今、内閣官房(知的財産戦略推進事務局)の下で開催されている作業部会¹では、インターネット上の著作権侵害対策が毎週のように熱く議論されている。これは、成立の際にも利害の調整も含めて大変だった所謂「プロバイダ責任制限法(プロ責法)」の改正をも視野に入れた、サイバー法にも関係する議論であり、作業部会の構成員である筆者もこの対応に毎週忙しい。そこで重要な論点の一つである、ISPによる発信者情報開示に関するデジタル・ミレニウム著作権法(DMCA) § 512(h)に関する事例を紹介しておこう。

<事件名> In re Charter Communications, Inc., 393 F.3d 771 (8th Cir. 2005).

<裁判所> 連邦控訴裁判所第八巡回区担当

<判決日/決定日> 2005年1月4日

<事件の概要> Charter Communications社(Charter)は、ケーブル・テレビ系のブロードバンド・インターネット・アクセス提供会社[所謂ISP またはプロバイダ]である。対するアメリカ・レコード業協会(RIAA)は、2003年にP2P(peer-to-peer)を用いた著作権侵害者個人々人を個別に特定して提訴すると言言。本件で RIAA はトラッキング・プログラムを用いて、Charter の IP アドレスを持つ多数の

*ひらのすすむ, 中央大学教授(総合政策学部), 米国弁護士(NY州法曹員)

博士(総合政策・中央大学)

ユーザが RIAA の10万曲以上の著作権侵害をしていたことを突き止めた。これらユーザの IP アドレスに繋がる氏名・住所等の情報開示を RIAA は DMCA § 512(h) に基づき Charter に要求すなわち RIAA は § 512(h)に従って裁判所の書記官からサビーナ(subpoenas: 召喚令状)を發出させた。Charter はサビーナに対する抗弁を申し立てたが却下され、当裁判所も緊急のサビーナ停止請求を却下したので、発信者情報が一旦は Charter から RIAA に開示された後、本件に至った。

<主な争点> 導管(conduit)に過ぎない接続プロバイダに対しても、§ 512(h)が規定する発信者情報開示サビーナの手続が適用可能か?

<判決・決定・命令・判示事項> 不可。導管以外のプロバイダに対してのみサビーナは利用可能である。地裁の命令を覆し、RIAA が発信者情報 Charter に返却し、¹ 個人情報の記録を残さず、且つその他の当命令の趣旨に適合する救済を地裁が附与することを許可する。

<主な関連法規・判例・学説>

・17 U.S.C. § 512 (所謂プロバイダのセーフハーバ条項)。

・Recording Ind. Ass'n of Am. v. Verizon Internet Servs., Inc., 351 F.3d 1229 (D.C.Cir. 2003)【当連載第69回本誌32巻2号264頁(2004年2月)】。

<理由> Grokster, Mopheus 等の新世代の P2P は、centralized な sharing 無しでも、他人のコンピュータ内のファイルに

求めて

ホニルト B

の記録を残さず

file

ニューヨーク州

~~アクセス可能~~ 接続プロバイダのコンピュータ内にファイルを蔵置せずにユーザ同士のファイル交換が可能になっている。インターネット上での著作権侵害と仲介者の役割に関する~~制定法はDMCAであるけれども、同日制定時には未だP2Pが現れていなかった。~~著作権者としては侵害者を特定できない限り提訴できないジレンマがあるけれども、しかしアメリカでは、“John Doe” lawsuits と呼ばれる匿名訴訟を用いる手段が残されている。

ところで DMCA は、免責対象プロバイダを以下の四種に区分している—第一に、単なる導管としての接続プロバイダ (§ 512(a))。第二に、一時的な「システム・キャッシング」を提供するプロバイダ (§ 512(b))。第三に、ユーザの指図に従って侵害コンテンツを蔵置するプロバイダ (§ 512(c))。そして第四に、侵害コンテンツにリンクしているプロバイダ (§ 512(d))、の四種である。第一の接続プロバイダ以外の、§ 512(b)~(d)の三種のプロバイダ[以下一括して「非導管プロバイダ」と云う]に就いては、所謂「ノーティス・アンド・テイクダウン」な手続に従うことを条件にセーフ・ハーバな免責が附与される³。この手続に於いて著作権者側が削除を要求する「ノーティス」の中には、削除対象の侵害コンテンツをプロバイダが特定できるだけの情報や、侵害を真摯に信じる旨の宣誓声明等を含めねばならない (§ 512(c)(3)(A))。

なお DMCA § 512(h)は、侵害者を特定できる情報開示をプロバイダに対し命じるサピーナを、著作権者側が連邦地裁の書記官に請求できる旨、規定している。サピーナの請求には、前掲「ノーティス」のコピーの添付が必要と規定されている。更にサピーナ発出の前提条件として、このノーティスは、やはり前掲の、削除対象の侵害コンテンツをプロバイダが特定できるだけの情報の記載要件等を満たしていなければならない。

ところで四種のプロバイダの中でも接続プロ

バイダは、単なる導管であり、侵害コンテンツを削除する結果回避可能性もないので、「ノーティス・アンド・テイクダウン」の要件が DMCA で課されておらず、「ノーティス」の要件も言及されていないと、Charter は主張する。更に Charter は、DMCA が、サピーナ発出の前提条件として、プロバイダに侵害コンテンツの発見および削除の双方の能力の存在を求めている (require the ISP to be able to both locate and remove) と主張している。我々はその主張に同意する。

「Verizon」事件で DC 巡回区は、侵害コンテンツを発見・削除可能なプロバイダに対してのみ、著作権者はサピーナを請求できると判断している。そして、[新世代 P2P のように] 個人ユーザがプロバイダに侵害コンテンツを蔵置せずに他人のユーザ内の侵害コンテンツにアクセス可能な場合には、そのプロバイダは侵害コンテンツの削除等が不可能で単なる導管としての役割しか果たしていないと認定。更に、§ 512(h)が、非導管プロバイダに言及しつつも導管プロバイダには言及していないことから、サピーナがプロバイダの中の特に非導管型の機能と構造上リンクされていると解釈。続けて DC 巡回区曰く「新たに予見できないインターネットのアーキテクチャーに適合するように DMCA を書き換えることは、裁判所の権限ではない。議会のみが、新技術によって不可欠に衝突する様々な利害を十分に受容できる権限と能力を有する」と示している。

我々は DC 巡回区の「Verizon」判決の理由に同意しこれを採用する。Charter の役割が導管であることに就いて両当事者間で争いが無い以上、サピーナは請求できない。なお Charter は § 512(h)が、違憲立法のおそれもあると主張している点に就いて、我々は判断を下さない。しかし、立法府が、裁判所の書記官に、サピーナ発出を強要する規定を立法したことは、司法権侵害という違憲性の可能性を残る (this pro-

この
トル
トル

か

vision may unconstitutional) (強調は原文)。

反対意見¹¹ Murphy, Circuit Judge) 多数意見は、導管プロバイダ経由で侵害されているコンテンツから著作権者を保護する手立てを奪ってしまう。P2Pで侵害コンテンツが伝播されることを、時宜にあって阻止する唯一の有効な手段は、プロバイダに侵害者の氏名・住所を開示させることにある。DMCAの条文は、サビーナの対象を、導管プロバイダも広く含むように解釈できる。新世代P2Pの場合は確かに導管プロバイダが侵害コンテンツを削除等できないけれども、しかし発信者情報開示は可能である。導管プロバイダが開示せずとも、多数意見は、匿名訴訟が残されていると示唆しているけれども、匿名訴訟は費用と時間が掛かり現実的ではない。違憲性に就いても、裁判所書記官に裁量権を何ら附与する規定ではなく、単なるministerial act (事務的・羈束行為) に過ぎない。従って地裁の命令は支持されるべきである。

やコンテンツ復活の機会が附与されている手続である。

[なお上の多数意見に対し]

が反対意見を述べている。]

おわりに

新世代P2Pの出現に伴って侵害コンテンツがインターネット上で多発する中で、規範の再検討が試みられるのは本件ばかりではない—日本でも正に今、内閣府にて、全く同様な議論が「プロ責法」改正の政策論議として活発化している。

[注]

- 1 「インターネット上の著作権侵害コンテンツ対策に関するワーキンググループ」 available at http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/contents_kyouka/ (last visited on Mar. 2, 2010).
- 2 「特定電気通信役務提供者の賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(平成13年11月30日、法律第137号)。
- 3 「ノーティス・アンド・テイクダウン」とは、著作権者側が発する「ノーティス」に基づき、侵害していると主張されたコンテンツを非導管プロバイダが削除すれば、そのプロバイダに免責が附与され、且つ削除された者にも事後的な異議申立